

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

北海道厚生年金 事案 4350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月頃から34年3月12日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従業務に関する具体的な供述及び当時の事業主の子の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる上、現存事業所であるB社は、「当社は、昭和57年3月に事業を開始しており、当社の前身であるA社及びC社とは別の会社である。当時の資料は無く、当時のことは何も分からない。」と回答している。

また、前述の事業主の子は、「申立期間当時、A社の経営者は私の母であったが既に死亡している。A社は、申立期間後に法人化されC社となったが、C社は既に事業を譲渡して廃業しており、当時の資料も無い。申立期間当時、A社は、従業員に厚生年金保険を適用させていなかったことから、同保険料を控除することはしていない。A社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、私と夫のほか、同社の従業員を国民年金に加入させていたと思う。」と供述している。このため、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を確認したと

ころ、当該事業主の子及びその夫、並びにA社が厚生年金保険の適用事業所となった日に同社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、国民年金制度が施行された昭和36年当時に、国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、かつ、同保険料を納付していることが確認でき、この記録と前述の事業主の子の供述とは符合している。

さらに、申立人は、当時の同僚3人の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であり、個人を特定することができず、申立人の申立てに係る事実を裏付ける資料及び供述を得ることができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、A社が厚生年金保険の適用事業所になった日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる5人のうち、唯一生存及び所在が確認できた者は、「私は、昭和38年頃からA社に勤務しており、申立人のことは知らない。A社は、私の入社後に従業員に厚生年金保険を適用させており、それより前は厚生年金保険料を控除されていない。」と供述している。

なお、申立人及び前述の事業主の子は、「A社の関連会社にD社があった。」と供述しており、申立人が、オンライン記録により申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるD社において、同保険に加入していた可能性も考えられることから、D社に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。